

各都道府県介護保険担当課（室）

各保険者介護保険担当課（室）

各介護保険関係団体 御中

← 厚生労働省老健局振興課

## 介 護 保 険 最 新 情 報

### 今回の内容

地域密着型サービスに係る市町村独自報酬基準の  
認定について（平成21年10月施行）

計11枚（本紙を除く）

Vol.114

平成21年9月25日

厚生労働省老健局振興課

【 標記の件につきまして、別添のとおり、独自報酬認定市町村及び認定内容を厚生労働省ホームページにおいて公表いたしましたので、ご確認ください。】

厚生労働省HP

<http://www.mhlw.go.jp/topics/kaigo/nintei/tp0924-1.html>

連絡先 TEL：03-5253-1111(内線3983)

FAX：03-3503-7894

## 地域密着型サービスに係る市町村独自報酬基準の認定について (平成21年10月施行)

厚生労働省老健局振興課

地域密着型サービスのサービス類型である夜間対応型訪問介護及び小規模多機能型居宅介護については、「指定地域密着型サービスに要する費用の額の算定に関する基準」第4号の規定に基づき、厚生労働大臣の認定を受けた場合、市町村は通常より高い報酬の算定基準（市町村独自報酬基準）を設定できるとしております。

今般、次の7市町村について、市町村独自報酬基準に関する認定を行ったところであるので、以下のとおり公表いたします。

### ○夜間対応型訪問介護

- ・名古屋市（愛知県）

### ○小規模多機能型居宅介護

- ・文京区（東京都）    ・板橋区（東京都）    ・練馬区（東京都）
- ・辰野町（長野県）    ・名古屋市（愛知県）    ・御坊市（和歌山県）
- ・笠岡市（岡山県）

## 夜間対応型訪問介護

### ○ 名古屋市（愛知県）

#### 〈 夜間対応型訪問介護費（Ⅰ） 〉

<p>算定月の前月において次のいずれにも該当すること</p> <p>ア 1月に1回以上、ケアコール端末等を用いて利用者や利用者の家族と定期的に連絡を取るなど、利用者の状況を常に把握し、その状況を記録するなど以降のサービス提供に活用できる体制が整えられている。</p> <p>イ サービス提供時の利用者の状態に関して、1月に1回以上定期的に、日中の訪問介護事業所を始め他の居宅サービス事業者との情報交換を行い、その結果を記録し以降のサービス提供に活用できる体制が整えられている。</p>	100単位
<p>オペレーションセンターにオペレーターとして医療職（医師又は看護師又は保健師）を配置し、地域包括支援センター、訪問看護ステーション、在宅療養支援診療所を始めとする地域の医療・福祉関係者とネットワークを形成することで、利用者を24時間支える体制が整備されていること。</p>	100単位
<p>算定月の前1年の間において、1回以上、利用者や家族に対してアンケート調査を実施し、提供するサービスに関する満足度の把握を行うとともに、サービスの改善に向けた課題を職員が話し合う場が1ヶ月に1回以上設けられていること。</p>	100単位

〈 夜間対応型訪問介護費（Ⅱ） 〉

<p>算定月の前月において次のいずれにも該当すること</p> <p>ア 1月に1回以上、ケアコール端末等を用いて利用者や利用者の家族と定期的に連絡を取るなど、利用者の状況を常に把握し、その状況を記録するなど以降のサービス提供に活用できる体制が整えられている。</p> <p>イ サービス提供時の利用者の状態に関して、1月に1回以上定期的に、日中の訪問介護事業所を始め他の居宅サービス事業者との情報交換を行い、その結果を記録し以降のサービス提供に活用できる体制が整えられている。</p>	100単位
<p>管理者を中心に、地域包括支援センター、訪問看護ステーション、在宅療養支援診療所を始めとする地域の医療・福祉関係者とネットワークを形成することで、利用者を24時間支える体制が整備されていること。</p>	100単位
<p>算定月の前1年の間において、1回以上、利用者や家族に対してアンケート調査を実施し、提供するサービスに関する満足度の把握を行うとともに、サービスの改善に向けた課題を職員が話し合う場が1ヶ月に1回以上設けられていること。</p>	100単位

## 小規模多機能型居宅介護

### ○ 文京区（東京都）

#### 〈 利用者への直接的なサービスに関する項目 〉

算定月の前月において、次のいずれにも該当すること。 ① 認知症介護実践リーダー研修を修了した常勤かつ専従の介護従業者を1人以上配置すること。 ② 認知症介護実践者研修修了者を2人以上配置すること。	300単位
--	-------

#### 〈 地域への貢献等に関する項目 〉

算定月の前2月間において、次のいずれにも該当すること。 ① 運営推進会議を1回以上開催し、運営状況を報告すること。 ② 地域住民が参加できる行事を1回以上開催すること。	200単位
--	-------

○ 板橋区（東京都）

〈 利用者への直接的なサービスに関する項目 〉

当該指定小規模多機能型居宅介護事業所の小規模多機能型居宅介護従事者の職務に従事する看護職員を常勤換算で1名以上配置していること。（ただし、看護職員配置加算（Ⅰ）または看護職員配置加算（Ⅱ）を算定している場合は、本基準は算定しない）	300単位
---	-------

認知症日常生活自立度Ⅰ及びⅡ（認知症加算対象者を除く）と判定された利用者を受け入れていること。	200単位 対象者加算
---	----------------

認知症介護実践リーダー研修・認知症介護指導者養成研修・認知症介護実務者研修専門課程のいずれかを修了している者を1名以上配置していること。 または、認知症介護実践者研修・認知症介護実務者研修基礎課程のいずれかを修了している者を3名以上配置していること。	200単位
--	-------

〈 地域への貢献等に関する項目 〉

前年度の実績として、利用者と地域住民との交流を中心とした、地域ボランティアを年4回以上受入れていること。 または、地域住民と合同での行事を年4回以上開催していること。 または、地域住民及び利用者の家族向けの介護教室を年4回以上開催していること。	200単位
--	-------

○ 練馬区（東京都）

〈 利用者への直接的なサービスに関する項目 〉

<p>サービス提供体制強化加算Ⅰ、Ⅱ、Ⅲをいずれも算定していない場合であって、つぎのいずれにも該当すること。</p> <p>① すべての小規模多機能型居宅介護従業者に対し、個別の研修計画を作成し、研修を実施または実施を予定していること。</p> <p>② 利用者に関する情報や留意事項の伝達又は小規模多機能型居宅介護従業者の技術指導を目的とした会議を定期的を開催していること。</p> <p>③ 小規模多機能型居宅介護従業者（看護師又は准看護師である者を除く。）の総数のうち、介護福祉士の占める割合が100分の30以上であること。</p>	200単位
<p>訪問サービスの提供に当たる介護従業者を常勤換算で1.5名以上配置していること。</p>	300単位

〈 地域への貢献等に関する項目 〉

<p>つぎの①および②または③に該当すること。</p> <p>① 算定月の前2月において、運営推進会議を1回以上開催し、運営状況を報告するとともに、他の事業者との間で意見交換を行う場を設けるなど、地域のネットワークを通じてサービスの質の向上を図ること。</p> <p>② 算定月の前2月において、1回以上地域住民も参加する行事を開催し、登録者でない地域の住民が気軽に立ち寄ることができる仕組みを設けること。</p> <p>③ 算定月の前1年において、地域住民を対象に、自主事業として、認知症サポーター養成講座や介護者教室、またはそれに類似する介護者支援事業を3回以上実施していること。</p> <p>※ 新たに加算を算定しようとする場合にあっては、少なくとも2月（③の場合は1年）以内に実施することが計画されていることをもって足りるものとする。</p>	300単位
<p>つぎのいずれにも該当すること。</p> <p>① 算定月の前1年において、地域の町会・自治会、学校応援団の活動、福祉の体験学習の受け入れ等、地域活動に積極的に参加していること。</p> <p>※ 新たに加算を算定しようとする場合にあっては、少なくとも1年以内に参加することが計画されていることをもって足りるものとする。</p> <p>② 算定月の月末において、ひまわり110番（こども110番）に登録し、地域における児童、生徒の緊急避難所となっていること。</p>	200単位



○ 辰野町（長野県）

〈 利用者への直接的なサービスに関する項目 〉

認知症高齢者等の日常生活自立度がⅡの利用者（認知症加算（Ⅱ）対象者を除く）を受け入れていること。（対象者加算）	300単位
---	-------

独自報酬算定月の前月において、次に掲げるいずれかの基準に該当すること。 （１）介護福祉士の資格を有する常勤の介護従事者を３人以上配置していること。 （２）認知症介護実践者研修を修了した常勤の介護従事者を５人以上配置していること。	200単位
--	-------

○ 名古屋市（愛知県）

〈 利用者への直接的なサービスに関する項目 〉

訪問サービスに主に従事する介護従業者を配置するとともに、小規模多機能型居宅介護計画に通いサービス及び訪問サービスが計画されていない日において、電話による安否確認の実施により在宅での生活の支援を行った場合。	200単位
--	-------

栄養士、機能訓練指導員、歯科衛生士を配し、利用者に対する栄養指導、機能訓練、口腔機能の維持・向上等に関する指導を行った場合。	200単位
--	-------

算定月の前1年の間において、1回以上、利用者や家族に対してアンケート調査を実施し、提供するサービスに関する満足度の把握を行うとともにその結果を公表し、サービスの改善に向けた課題を職員が話し合う場を1ヶ月に1回以上設け、その内容を運営推進会議に報告していること。	200単位
--	-------

〈 地域への貢献等に関する項目 〉

算定月の前月において、1月に1回以上、地域住民も参加する行事を開催するなど、登録者でない地域の住民も気軽に事業所に立ち寄ることができる仕組みが設けられ、地域住民との交流が図られている。	200単位
--	-------

算定月の前月において、介護相談窓口の設置、介護教室の開催、「こども110番の家」への登録など地域生活を支援する体制が作られている。	200単位
---	-------

○ 御坊市（和歌山県）

〈 利用者への直接的なサービスに関する項目 〉

サービス提供体制強化加算Ⅰを算定している場合であって、なおかつ、介護従業者の総数のうち、介護福祉士の占める割合が60%以上である。	300単位
---	-------

日中の時間帯において、人員配置基準上必要な介護従業者の数に、常勤換算方法で1を加えた数以上の介護従業者を配置している。	300単位
---	-------

認知症高齢者等の日常生活自立度Ⅱの要介護利用者（認知症加算利用者を除く。）を受け入れている。（対象者加算）	200単位
---	-------

〈 地域への貢献等に関する項目 〉

登録者でない地域の住民が気軽に立ち寄ることができる仕組みを設けており、算定月の前月において、地域住民が参加できる行事を月に1回以上開催している、または地域で開催される行事に月に1回以上参加している。	200単位
---	-------

○ 笠岡市（岡山県）

〈 利用者への直接的なサービスに関する項目 〉

<p>介護従事者（看護師又は准看護師を除く。）の総数のうち、訪問介護員養成研修 1 級又は 2 級課程を修了した者、介護職員基礎研修を修了した者、介護福祉士の占める割合が 65%以上であること。（サービス提供体制加算 I を算定する場合については、介護福祉士数を総数及び資格者総数からはずす。）</p>	300単位
---	-------

<p>認知症高齢者等の日常生活自立度Ⅱの要介護利用者（認知症加算対象者を除く。）を受け入れている。（対象者加算）</p>	300単位
--	-------

<p>認知症介護実践者研修（旧基礎課程含む）を修了した介護従事者を 5 人以上配置している。</p>	100単位
--	-------

<p>看護師及び准看護師を常勤換算方法で 1 以上配置している。（看護師配置加算を算定する場合は加算対象からはずす。）</p>	100単位
---	-------

〈 地域への貢献等に関する項目 〉

<p>算定月の前 2 月間において、次のいずれかに該当していること。</p> <p>① 地域ボランティアの受入れを実施している。</p> <p>② 地域住民又は登録者の家族等に対する介護相談の場を設けている。</p> <p>③ 介護サポーター養成のための研修会を開催している。</p>	200単位
--	-------